

「新型都市化建設の重点任務 2019」が公開 ～人口流動の新動向で都市化が新段階に入る

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス 2

「新型都市化建設の重点任務 2019」が公開～人口流動の新動向で都市化が新段階に入る 2

- ▶ 2019年4月8日、中国国家発展改革委員会は「2019年の新型都市化建設の重点任務」を発表し、新型都市化建設に関する新たな措置を明らかにした。この通知は「国家新型都市化計画(2014～2020年)」(2014年発表)と「新型都市化建設推進の深化の若干意見」(2016年)という2つのガイドラインに基づいて出された具体措置であり、2018年にも同様な文書が打ち出されていた。この前、2019年2月に打ち出された「近代的都市圏の育成と発展に関する指導意見」では、都市圏を中心とした地域計画も明確化された。これを背景に、今回の新型都市化建設の重点任務のうち、戸籍制度と土地・住宅制度改革といった都市化における従来の課題の他、都市圏計画の関連内容も盛り込まれている。「国家新型都市化計画(2014～2020年)」の最終期限2020年に向けて、中国の都市化進展が加速しつつある。
- ▶ 都市化の進展状況は長期的な経済発展の潜在力に関する分析や、企業の長期的経営戦略を立てる際の重要な着眼点となっている。本稿では、中国の都市化水準、人口流動状況など都市化に関する概況を紹介した上で、2019年の新型都市化建設の重点任務における注目点を分析する。

CDI コラム 9

中国企業「解体新書」(1) RED BOOK 9

- ▶ 中国経済の持続的な成長やインバウンド需要等を受けて、日本国内でも中国経済に関する報道が随分と増えました。そこで取り上げられる企業も、アリババやテンセントに留まらず、様々な企業が紹介されています。しかし、以前の批判的な風潮からの反動からか、手放しで礼賛するような報道も散見され、かえって実態が見えづらくなっているように見受けられます。そこで、本コーナーでは、日本で紹介され始めている著名中国企業を取り上げ、その実態と将来の展望、日本企業に対する示唆等を述べていきたいと思ひます。
- ▶ 第1回は、越境ECを行う企業で知らない者は無い、と言っても過言ではない、RED BOOK(小红书)を取り上げます。

プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士 12

寄附金課税 VS 移転価格課税 12

- ▶ 近年、国際課税の流れである BEPS や国境を潜り抜けるデジタルエコノミーの進展等に対応し、今後ますます国際課税が強化されるとの認識が広がっています。これらの国際課税の中でも最も頻繁に耳にすることが多いのが海外寄附金と移転価格ではないでしょうか。しかしながら、日本特有の海外寄附金とグローバルスタンダードの移転価格という2つの制度の関係をしっかりと理解している人は少ないのではないのでしょうか。そこで、今回はその両者の関係について、解説をしてみたいと思ひます。

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年4月) 16

メインピックス

「新型都市化建設の重点任務 2019」が公開～人口流動の新動向で都市化が新段階に入る

2019年4月8日、中国国家発展改革委員会は「2019年の新型都市化建設の重点任務」を発表し、新型都市化建設に関する新たな措置を明らかにした。この通知は「国家新型都市化計画(2014～2020年)」(2014年発表)と「新型都市化建設推進の深化の若干意見」(2016年)という2つのガイドラインに基づいて出された具体措置であり、2018年にも同様な文書が打ち出されていた。この前、2019年2月に打ち出された「近代的都市圏の育成と発展に関する指導意見」では、都市圏を中心とした地域計画も明確化された。これを背景に、今回の新型都市化建設の重点任務のうち、戸籍制度と土地・住宅制度改革といった都市化における従来の課題の他、都市圏計画の関連内容も盛り込まれている。「国家新型都市化計画(2014～2020年)」の最終期限2020年に向けて、中国の都市化進展が加速しつつある。

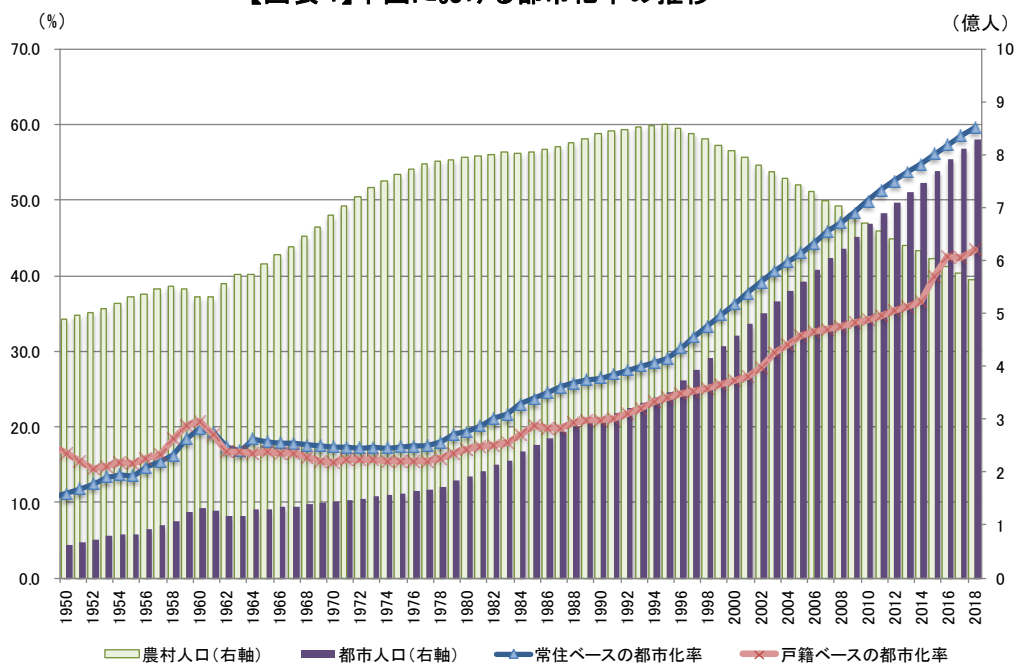
都市化の進展状況は長期的な経済発展の潜在力に関する分析や、企業の長期的経営戦略を立てる際の重要な着眼点となっている。本稿では、中国の都市化水準、人口流動状況など都市化に関する概況を紹介した上で、2019年の新型都市化建設の重点任務における注目点を分析する。

I. 中国の都市化率が60%に接近、人口流動に新たな動向

中国の新型都市化計画は終盤戦を迎える

2018年末時点で、中国の常住ベース都市人口は8億3,137万人で前年末より1,790万人増加した。常住ベースの農村人口は5億6,401万人で前年末より1,260万人減少した。常住ベースの都市化率は59.58%であり、前年より1.06ポイント上昇した。一方、戸籍ベースの都市化率は43.37%であり、前年に比べて1.02ポイント上昇した。常住ベースと戸籍ベースの都市化率では16.21ポイント(2億2,700万人)の格差が残っている。「国家新型都市化計画(2014～2020年)」では、「2020年までに、常住ベースの都市化率を60%前後、戸籍ベースの都市化率を45%前後へ引き上げる」という目標が打ち出されていたが、2018年末の数字から見ると、戸籍ベースの都市化目標を達成するためには、戸籍制度改革の実施を加速する必要がある。

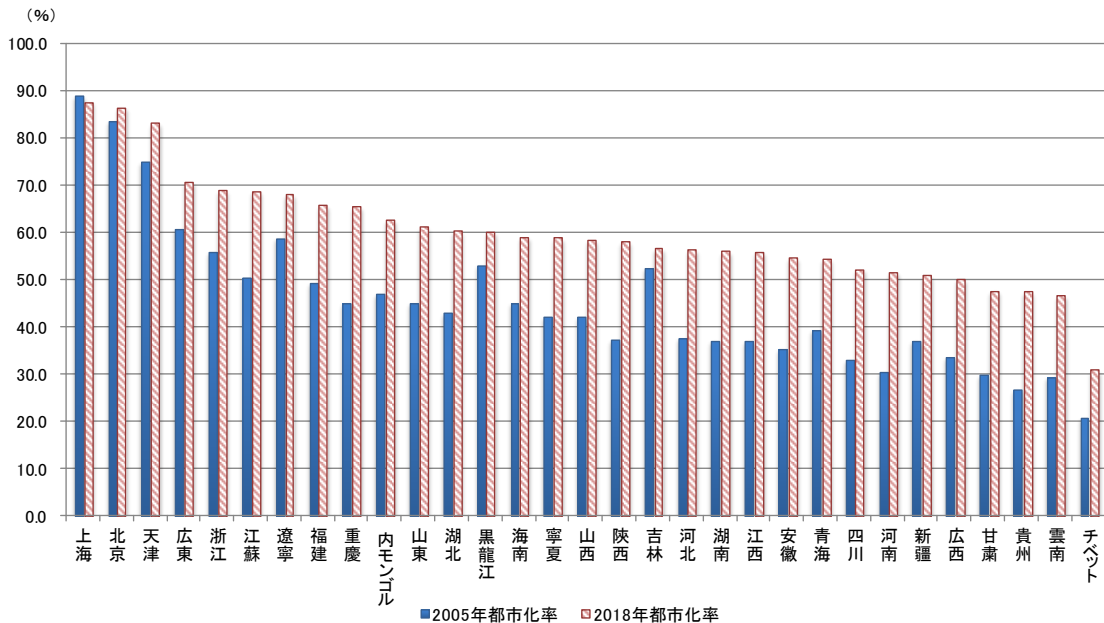
【図表1】中国における都市化率の推移



(出所) 国家统计局より当行中国調査室作成

地域別の都市化率を見ると、上海、北京、天津は80%以上、広東は70%台で維持している。都市化率が60%台は9省、50%台は14省、50%未満は4省ある。

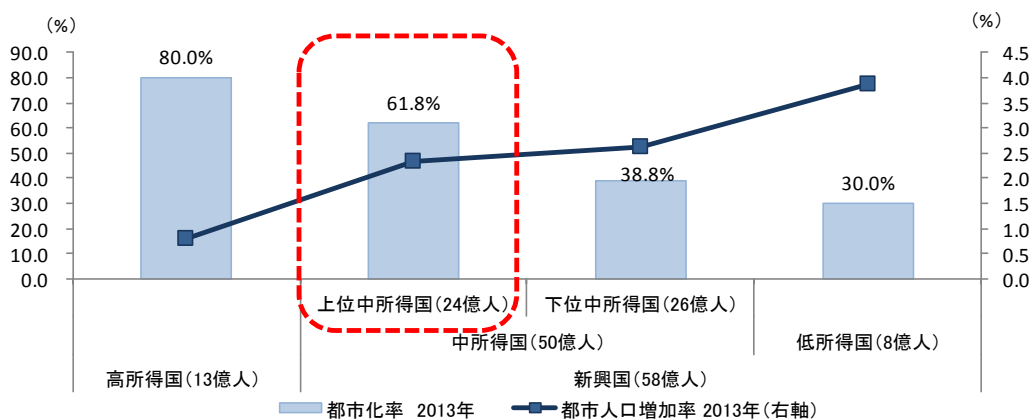
【図表2】地域別都市化率の推移



(出所) 国家統計局より当行中国調査室作成

国際比較の点から見ると、中国の都市化進展は欧米先進国に比べて100年ほど遅れている。欧米先進国における都市化過程は時期的には明白な特徴が見られる(図表3)。常住ベースでみると、中国の都市化率水準は上位中所得国の平均水準まで上昇した。国際連合は、中国の都市化率が2019年で60%に、2030年で70%に、2050年で80%に達すると推測している。国際連合の推測から見れば、2030年までの10年間に於いて都市化率の上昇スピードがまだ速く、都市人口の増加による消費需要などの経済刺激効果が引続き期待される。ただし、国際連合の統計ベースは常住人口である。中国では、戸籍ベースと常住ベースの都市化率の格差の解決は一つの課題として残っている。都市化が経済成長に対する刺激効果を十分に発揮させるためには、戸籍人口と常住人口の統一化は不可欠と言える。

【図表3】都市化率の国際比較



先進国の都市化の進展

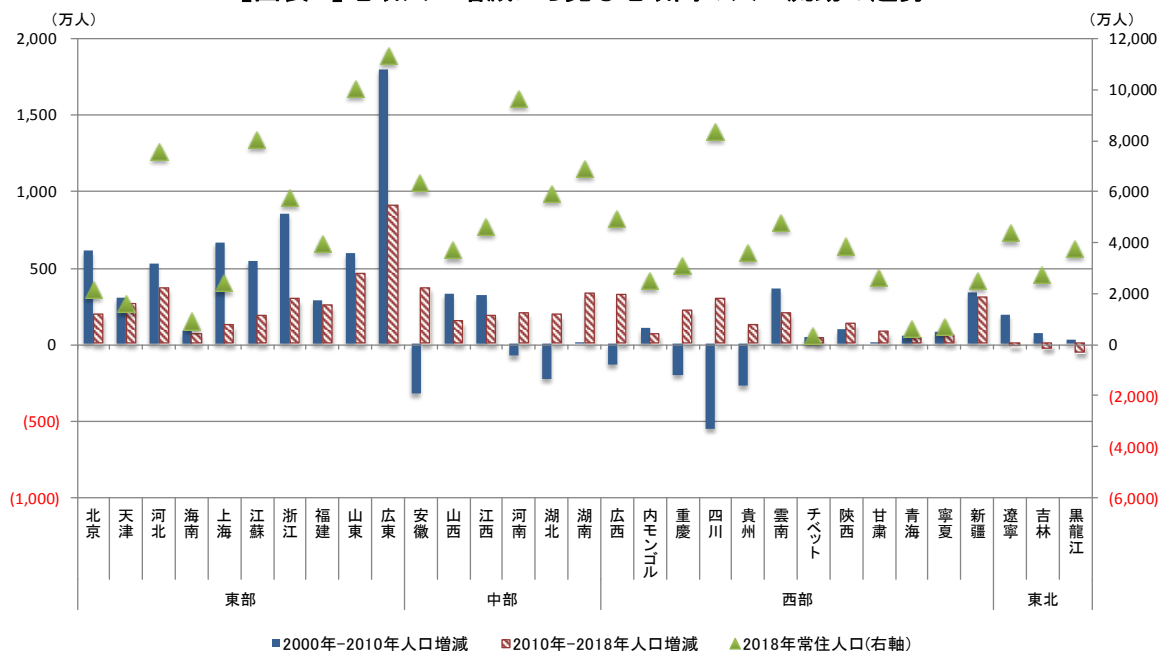
| 段階 | 時期 | 都市化率の変化 |
|-------|---------------|-------------|
| 初期 | 1800年代～1850年代 | 10%→20%前後 |
| 快速発展期 | 1850年代～1970年代 | 20%→70%以上 |
| 調整期 | 1970年代～1980年代 | 70%前後で推移 |
| 改善期 | 1980年代～ | 80%まで緩やかに上昇 |

(出所) 国連「World Urbanization Prospects: The 2014 Revision. World Bank, World Development Indicators」より当行中国調査室作成

人口流動趨勢の変遷

地域空間的人口流動の趨勢を見ると、2000～2010年において、中部・西部から東部都市への人口流動が主要傾向であった。2011～2018年になると、東部地域と中西部地域の重点都市への人口流入はともに進行しているが、東部地域への人口流動の増加率は低くなっており、中西部地域への人口流入は加速している(図表4)。人口流入先は多元化し、地域間人口分布の均衡性が高まりつつある。中西部地域の堅調な経済成長は出稼ぎする人を故郷へ引き付けており、過去に労働力流出規模が大きかった安徽、四川の人口還流現象は顕著である。なお、都市別では、人口流入先は成都、重慶、武漢に集中している。

【図表4】地域人口増減から見る地域間の人口流動の趨勢



(出所) 国家統計局より当行中国調査室作成

都市規模別では、小規模都市の人口規模は比較的安定であり、大規模都市への人口流は顕著である。2000～2018年において、全国の小規模都市における人口増加は1億人にとどまったが、中規模都市と大規模都市の人口はほぼ倍増し、超大都市の人口は2,453万人から9,780万人まで増加した。

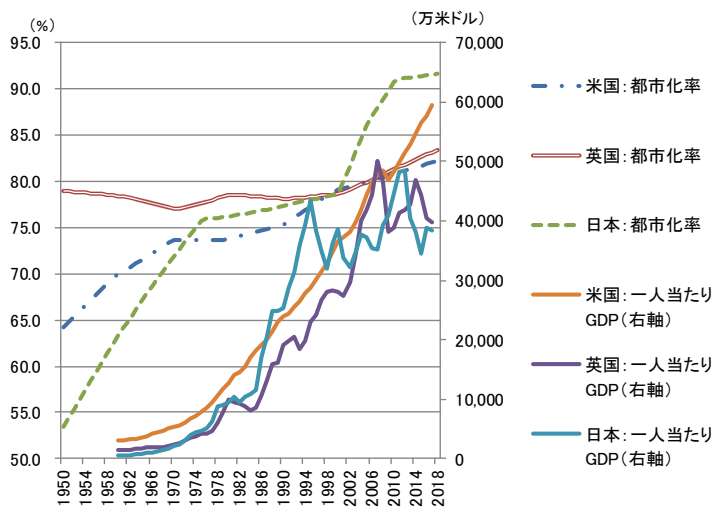
人口流動は経済発展段階と密接に関連している。第1段階は改革開放初期(1978～1990年)、対外開放を中心とした国家による沿海部の経済発展促進政策の実施に伴い、交通が不便な内陸地域から東部沿海地域までの人口流動が主要傾向であった。第2段階(1990～2010年)、東南沿海部で工業の急発展によって都市化が加速し、農村人口が都市人口へ集中するようになった。第3段階(2010年以降)には「新型都市化」が開始し、中国の人口流動方向は新たな傾向を呈している。過去の一方的な「西→東」移動が減速するのと同時に、「東→西」「北→南」という経路における人口流動規模も大きくなりつつある。また、都市群の中心都市からその周辺地域の人口流動も明確になっている。2017年の統計では、人口増加規模が上位の地域は広東、浙江、安徽であり、三つとも南部の省である。人口増加数が30万人を超過した省は11あり、山東、河北、新疆を除けば8つは南部の省である。常住ベース人口が減少の省は北京、上海、天津、吉林、黒龍江、遼寧といった6つの地域がある。中でも、北京、天津、上海の減少は近年の人口縮小政策によるところが大きい。一方、東北地方の3省の人口流出は経済の不景気によるところが大きく、国家改革発展委員会によると、2010年から2015年の間、東北地方の人口純流出は24万人前後に達した。

都市化率の向上と国民所得の関係

欧米先進国における都市化率の向上と国民所得の相関性をみると、都市化率が60%に達していない時期では、都市化率の上昇は一人当たりGDPに対する影響はそれほど大きくなかった。都市化率が60%を超過した後、都市化率の上昇が一人当たりGDPに対する押し上げ効果を顕著にしている。特に、都市化率が70%

前後に達した後、一人当たり GDP の増加率は一段と加速する。この段階は前述の「調整期」に当たる時期であり、都市化率の上昇は緩やかになる。一方、生産水準の上昇による国民所得の急速な増加が特徴となっている。この現象は「量的成長」から「質的成長」への転換と読み取れる。

【図表 5】都市化率と国民所得の関係



| 国家例 | 都市化率 | 国民所得 |
|------------------|--------------|---------------------|
| ノルウェー、スイス | 高い | 非常に高い |
| アメリカ、ドイツ、英国 | 高い | 高い |
| アルゼンチン、ブラジル、メキシコ | 高い | 低い |
| 中国 | 低い | 低い |
| | 2017年都市化率(%) | 2017年一人当たりGDP(万米ドル) |
| アルゼンチン | 91.75 | 14,398 |
| 日本 | 91.54 | 38,428 |
| 英国 | 83.14 | 39,720 |
| 米国 | 82.06 | 59,532 |
| メキシコ | 79.87 | 8,910 |
| ドイツ | 77.26 | 44,470 |
| スイス | 73.76 | 80,190 |
| 中国 | 57.96 | 8,827 |

(出所) 国連統計より当行中国調査室作成

(出所) 国連統計より当行中国調査室作成

ブラジル、メキシコなどのラテンアメリカ諸国が都市化率は高いが、「中所得国の罠」に陥ってしまい、国民所得水準は先進国ほど上昇しなかった。今の中国にとっては、量から質への経済発展モデルの転換をうまく取り組んでいけば、欧米先進国のような国民所得の急上昇が期待される。

II. 「2019年の新型都市化建設の重点任務」の重点分析

「2019年の新型都市化建設の重点任務」に、農村移転人口の市民化(戸籍取得)、都市化構成の改善、都市発展の質的向上、都市・農村の融合発展など19条任務が盛り込まれている。以下では、大都市の戸籍制度の改革、「都市群—都市圏—中小都市—特色小鎮」という多元的都市化構造計画の完成、「縮小型都市」概念の初提起という3つの分野について重点的に分析する。

【図表 6】「都市化重点任務 2019」の抜粋

| | | |
|---------------|----|----------------------------|
| 農業移転人口の市民化 | 1 | 都市部に就業した農業移転人口の戸籍取得を積極的に推進 |
| | 2 | 常住人口基本公共サービスの全面カバーを推進 |
| | 3 | 人・土地・資金流動性の向上政策を深化 |
| 都市化構成形態の改善 | 4 | 都市群発展の推進を深化 |
| | 5 | 近代的な都市圏の育成・発展 |
| | 6 | 大・中・小都市の協調的な発展を促進 |
| | 7 | 特色小鎮の秩序のある発展を支援 |
| | 8 | 交通運輸ネットワークの機能を強化 |
| 都市の高品質発展の推進 | 9 | 都市の産業構成を改善 |
| | 10 | 都市構造を改善 |
| | 11 | 都市インフラ建設を強化 |
| | 12 | 都市公共資源の分布を改善 |
| | 13 | 都市環境の改善と魅力の向上 |
| | 14 | 都市投融资体制の健全化 |
| 都市・農村の融合発展の加速 | 15 | 都市・農村の要素分配の合理化を推進 |
| | 16 | 基本公共サービスの都市・農村における格差を縮小 |
| | 17 | 農村インフラ施設の建設と管理能力を向上 |
| | 18 | 農村経済の多元的発展を促進 |
| | 19 | 農民所得の持続的成長を促進 |

(出所) 「2019年の新型都市化建設の重点任務」より当行中国調査室作成

人口規模が100～500万人の都市における戸籍取得制限を大幅に緩和

「国家新型都市化計画(2014～2020年)」(以下、「計画」と略称)には、「2020年までに、1億人前後の農業移転人口とその他の常住人口が都市戸籍の取得を実現する」という目標を掲げている。この目標を達成するために、都市規模別で、戸籍取得制限政策の緩和を段階的に行ってきた。

【図表7】都市規模別の重点任务

| 万人 人口数(万人) | 分類基準 | | 都市例 | 新型都市化の年間計画の抜粋 | |
|---------------|-------|--------|---------------------------------------|--|--|
| | 都市分類 | サブ分類 | | 2019年度 | 2018年度 |
| 1,000 | 超大都市 | — | 上海、北京、深セン | 戸籍取得採点制度を完備させ、戸籍取得人口規模を拡大する。戸籍取得規制を緩和し、社会保障費納付期間と住居期間のウェイトを引き上げる。賃貸住宅に住んでいる常住人口に都市公共戸籍(集団戸籍)への組み入れを許可する。 | 中心区、新区、管轄地区など地区別でそれぞれの戸籍取得条件を制定する。賃貸住宅に住んでいる常住人口の戸籍取得制度を模索する。地方政府の主要責任を具体化し、2018年に1,300万人の都市戸籍取得を完成する。 |
| 500 | 特大都市 | — | 重慶、天津、広州、成都、南京 | 戸籍取得条件を全面的に緩和し、一部住民に対する戸籍取得制限を撤廃する。 | 戸籍取得採点制度における社会保障費納付期間と住居期間のウェイトを引き上げ、年間戸籍取得人数制限を撤廃する。 |
| 300 | 大都市 | I型大都市 | 武漢、瀋陽、西安、ハルビン、昆明、長沙、鄭州、杭州、済南、大連、太原、長春 | 戸籍取得制限を全面的に撤廃する。 | 戸籍取得制限においては、社会保障納付期間に対する要求は5年を超えてはならない。戸籍取得採点制度の実施を禁止する。 |
| 100 | | II型大都市 | 青島、石家荘、蘇州、ウルムチ、南昌など55都市 | — | — |
| 50 | 中規模都市 | — | — | — | — |
| 20 | 小都市 | I型小都市 | — | — | — |
| | | II型小都市 | — | — | — |

(出所)「国家新型都市化計画(2014～2020年)」 「2019年の新型都市化建設の重点任务」より当行中国調査室作成

注:ここでは、「基準数値以上」の場合は、該当数値と同じ数値も含まれるが、「基準数値以下」の場合は、該当数値が含まれないとする。

2016年の都市建設年鑑の人口統計に基づく統計では、人口規模で分類された超大都市、特大都市、大都市合わせて75都市があり、その人口が全国都市人口の50%を占めている。2018年には、人口規模が100万以下の都市の戸籍取得制限が撤廃された。「2019年の新型都市化建設の重点任务」(以下、「重点任务2019」と略称)は、規制緩和の範囲をさらに拡大し、常住人口規模が100～300万の都市(II型都市)における戸籍取得制限を全面的に撤廃し、常住人口規模が300～500万の都市(I型都市)における戸籍取得条件を緩和するよう求めた。また、超大・特大都市の戸籍枠を大幅に拡大し、戸籍取得採点項目を簡略化することも要求した。戸籍取得制限の緩和は不動産販売と軌道交通などのインフラ建設をある程度促進すると見込まれる。

都市群—都市圏—中小都市—特色小鎮(特色のある町)

「中国都市圏発展報告2018」(清華大学)によると、目下、香港・マカオ・台湾を除けば、全国では34都市を中心とする都市圏があり、全国面積の24%、総人口の59%、GDPの77.8%を占めている。「近代的都市圏の育成と発展に関する指導意見」の中では、「都市圏」を「都市群の内部で、超大・特大都市または影響力の強い大都市を中心に、1時間通勤圏を基本的範囲とする都市化空間」と定義されている。

【図表 8】都市化新構造の構築に関する主要任務

| 分類 | 例 | 2019年主要任務 |
|------|--|--|
| 都市群 | 京津冀都市群、長江デルタ都市群、広東・香港・マカオビッグベイエリア、成都・重慶都市群、長江中流都市群、中原都市群、閩中平原都市群など | 京津冀協同発展、長江デルタ一体化、広東・香港・マカオビッグベイエリアの建設を加速する。成都・重慶都市群発展計画の実施状況に対する評価を開始し、成都・重慶都市群の発展を促進する政策措置を研究して制定する。 |
| 都市圏 | 長江デルタ都市集合区、珠江デルタ都市集合区、首都都市圏、西安都市圏、アモイ都市圏、重慶都市圏など'省都市圏 | 「近代的都市圏の育成と発展に関する指導意見」に基づいて、地方の都市圏発展計画と重点分野の特別計画を制定する。交通インフラの一体化計画の建設を加速する。都市圏内の税收共有体制と徴収体制の構築を推進する。土地用途規制に適應する前提で、都市圏内の建設用地枠の地域間調整を許可する。 |
| 中小都市 | — | 大都市と中小都市の協調発展を推進し、縮小型中小都市の都市化戦略を見直す。 |
| 特色小鎮 | 浙江省の雲栖小鎮、北京市の古北口鎮など | 中国特色小鎮は国家改革發展委員会、財政部及び住建部が2016年に、全国範囲で開始したプロジェクトである。2020年までに、1,000個前後の特色のある小鎮を建設し、レジャー・観光、貿易物流、近代製造、教育科学技術、伝統文化といった分野を特徴とする小鎮(町)を建設することを目標とする。 |

(出所)「2019年の新型都市化建設の重点任務」より当行中国調査室作成

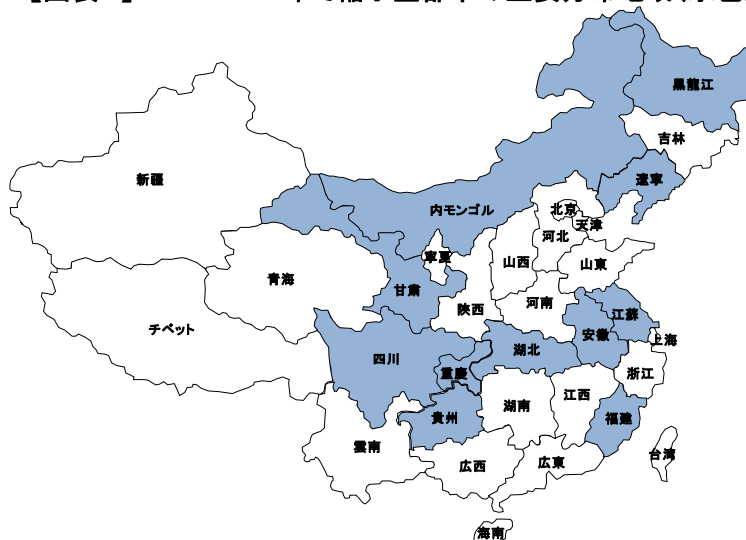
中国の都市化率が60%に接近している中、都市化の過程が新たな段階に入っている。以前、行政体制などが原因で、都市と農村、中心都市と周辺都市の間に生産要素の流動が滞っていた。その結果、特大・超大都市は都市病に悩まされ、中小都市は発展のための動力を失ってしまう。都市化の新たな段階では、以前の阻害要素を取り除き、「都市群—都市圏—中小都市—特色小鎮」という多中心的な地域構造を構築し、産業分布上の都市間協力や相互補完を強化することになる。1950年代の日本、1940年代の英国、1970年代の韓国は過度な人口集中問題を解決するために、それぞれ都市圏を構築する都市計画を打ち出した。中国もこの段階に入ったと見られる。

また、特色小鎮の建設は2016年から開始されていたが、当時の目標は2020年までに1,000個以上の特色小鎮を建設するとされていたが、2018年2月末まで、国家級の特色小鎮パイロット地区は合計403個であり、省級の特色小鎮を加えると、総数はすでに2,000個を超えている。一部の特色小鎮の建設においては、住宅用地の過度な開発や政府過剰債務の形成などの課題が浮かび上がっている。地方経済の活性化を目的とする特色小鎮の建設では、正確な軌道から踏み外して「不動産化」してしまうケースが多くなっていると中央政府が指摘している。

「縮小型都市」の初提起と都市発展理念の転換

「重点任務2019」は「縮小型都市(人口流出都市)」という概念を提起し、「縮小型中小都市は規模の合理化と経済発展の質の向上を推進し、規模拡大だけを成長目標にすることを見直す」と強調した。政府文書で「縮小型都市」を提起するのは初めてである。

【図表 9】2000～2010年で縮小型都市の主要分布地域(水色)



(出所)公開情報より当行中国調査室作成

前述のように、大都市の人口流出は政府が意図的に行うもので、政策によるところが大きかった。都市化を推進する中、盲目的な規模拡大が環境汚染、都市公共資源の不足、渋滞など都市問題を引き起こしている。これに対し、中央政府は問題が深刻化している特大都市から対策を打ち始めた。北京や上海などの超大都市は都市問題を解決するために、人口規模の制限政策を打ち出し、政策の効果はすでに現れつつある。

一方、近年では、経済要因、地理的要因により、一部の中小都市における人口流出現象は注目されるようになってきている。中国第5回と第6回の国勢調査のデータによると、2000年から2010年まで、中国の337地級・副省級行政区の中で、縮小型都市(人口流出都市)は90都市があり、全体の26.7%を占めている。地域別で見ると、縮小型都市は東北地域と長江経済ベルト地域に集中しており、主に甘粛、貴州、湖北、安徽、福建、江蘇、遼寧などの一部都市及び黒龍江の北部、内モンゴルの北部と中部、四川の東部の都市である。それに対し、長江デルタ、珠江デルタ、京津冀、中部の一部地域の都市の人口規模が増加している。

また、人口構成や産業構造の面においては、縮小型都市と非縮小型都市は異なる特徴を呈している。縮小型都市の高齢化率は非縮小型都市を3.42ポイント上回った。縮小型の第2次産業と第3次産業のGDPに対する貢献度は非縮小都市に比べてそれぞれ6.32ポイント、2.34ポイント下回った。人口の流出に伴い、生産性、産業構造、高齢化水準といった面においては、非縮小都市に後れを取るようにになっている。土地財政(土地譲渡益に支えられる地方財政)を拡大するため、地方政府が都市規模の拡大と人口の増加を前提に、都市計画を策定してきた。ただし、一部中小都市においては、このような都市計画は地域実情に適合しないため、人口流失、産業衰退、都市区間と公共施設の遊休化などの都市問題を引き起こしかねない。中央政府はこれらの都市問題が顕在化する前に、「縮小型都市」の発展モデルへの転換を呼びかけることは、転ばぬ先の杖といえる。

MUFG バンク(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 于瑛琪

CDI コラム

中国企業「解体新書」(1) RED BOOK

中国経済の持続的な成長やインバウンド需要等を受けて、日本国内でも中国経済に関する報道が随分と増えました。そこで取り上げられる企業も、アリババやテンセントに留まらず、様々な企業が紹介されています。しかし、以前の批判的な風潮からの反動からか、手放しで礼賛するような報道も散見され、かえって実態が見えづらくなっているように見受けられます。そこで、本コーナーでは、日本で紹介され始めている著名中国企業を取り上げ、その実態と将来の展望、日本企業に対する示唆等を述べていきたいと思えます。

第1回は、越境 EC を行う企業で知らない者は無い、と言っても過言ではない、RED BOOK(小红书)を取り上げます。

I. 越境 EC の立役者「RED BOOK」

越境 EC プラットフォームの RED BOOK を運営する行吟信息科技有限公司(上海)有限公司は、2013年にスタンフォード大学のMBAを卒業した2人の若者が創業。創業から6年後の今では月商10億元規模に達しており、2019年1月にはユーザー数も2億人を突破。破竹の勢いで成長しています。創業当初は、香港等の旅行先における買い物に関する口コミサイトとしてスタートしたのですが、そこから越境 EC へと業態を拡大。現在では自営のみでなく他社の出店も受け入れており、越境 EC プラットフォームとして多くの企業が出店するまでに成長しています。日本企業でも、パナソニックや@cosme、ドクターシーラボ等、展開している企業は枚挙に暇がありません。

出店者である日本企業から見た RED BOOK の魅力は、何と言ってもそのユーザーの「量」と「質」です。約2億人のユーザーのうち、85%は女性。90年代生まれが70%を占めており、60%が1級~2級都市に暮らしています。また、ユーザーは皆国内の製品に満足できておらず、かつ新しいもの好き。そして新しいものを試したあとに友人などにシェアすることも好き。つまり、化粧品を始めとする美容関連商品、あるいは菓子等も含めた消費財メーカーからすると、是非ともリーチしたい層が固まっているプラットフォームと言えます。他の越境 EC プラットフォームがあるなかで、RED BOOK は手数料など側面から見ると必ずしも理想的とは言えませんが、それでも RED BOOK への出店を望む企業が絶えないのは、囲い込んでいるユーザーに魅力があるためです。

近年では、アリババ傘下の Taobao と連携してユーザー数の拡大を目指したり、より専門的なコメントをする KOL を引き入れてコンテンツの質的向上を目指すなど、絶えず競争力の向上に努めており、周到な企業であると言えるでしょう。

II. RED BOOK の「不都合な真実」

このように、越境 EC 業界で不動の地位を確立しているように見える RED BOOK にも、実はいくつかのほころびがあります。

1: 競争の激化

ご存知の方も多いと思いますが、現在では RED BOOK 以外にも多くの越境 EC プラットフォームが存在します。ネットイース(網易)が運営する Kaola(考拉)や、大手 EC プラットフォームのアリババが運営する Tmall Global、京東集団の京東全球購。他にも Amazon の越境 EC 等、手強い競合が次々に参入しています。

2: 購買促進力の弱さ

こちらは以外と知られていない点かと思いますが、RED BOOK は閲覧利用されることは多い一方、そこから購買につながる力は弱いのではないかと、言われています。例えば、「極光大データ」の調査によると、2017年12月の越境 EC アプリの MAU(マンスリーアクティブユーザー数)は REDBOOK が 1491 万人でトップ。2位が Kaola で 1307 万人ということで、それなりの差を付けていることがわかります。しかし、2017年の越境 EC 市場シェアを見ると、トップは Kaola(21.4%)、2位は Tmall Global(17.7%)と続き、RED BOOK はわずか 6.4%に留まっています。MAU が多いもののシェアが低い、ということは、購買に繋がっていない可能性が高いと思われます。実際、RED BOOK で口コミ情報を見て商品を選んだ後、他の越境 EC サイトと価格を比べて安い方を買う、という購買行動が始まっているとも言われております。もともと口コミサイトとして始まり、マネタイズのために越境 EC を行っている RED BOOK からすれば、頭が痛いところでしょう。

3: 動画メディアの脅威

最後に、近い将来のリスクとしては、ショート動画共有アプリの「TikTok(抖音)」の存在が挙げられます。TikTok のユーザーは約 5 億人。うち約 65%が女性であり、そのうち 70%は 20 代の女性です。つまり、冒頭で述べた REDBOOK のユーザー層(若年層女性)というのは、実は TikTok のユーザーと大きく重なっています。しかも、約 5 割は一般ユーザー(プロではない)ため、信頼できる口コミと同様の効果を持つ可能性があります。実際、2019年1月より、TikTok は EC との連動をはじめました。もし仮に越境 EC までターゲットに入るとすると、RED BOOK にとって大きな脅威となりうるでしょう。

以上のようなほころびを見ていると、前段で取り上げた近年の取り組みも、苦境から脱するためのもがきに見えてきます。しかし、Taobao との連携は、冒頭で述べたユーザーの「質」の低下につながる可能性があります。また、KOL の登用やメーカーとの連携促進も、ユーザー発の信頼できるコンテンツ、という元々の強みが失われるきっかけになりかねないものです。単に価格だけで比べられないようにするために、直近では実店舗を開店しユーザー体験の場を用意はじめていますが、どこまで効果があるかは未知数です。いっそのこと大手プラットフォームに吸収されるのか、あるいはオフラインの小売店と大型連携に進むのか。RED BOOK は今、大きな岐路に立っているといえるでしょう。

Ⅲ. ブルーオーシャンなき中国で生き抜くには？

RED BOOK が苦境に陥っているとはいえ、RED BOOK の経営のレベルが低いということにはなりません。我々がこのような例を見て感じるのは、「中国は『ブルーオーシャン』から『レッドオーシャン』に変わるのが非常に速い」ということです。市場拡大するやいなやアリババ等の大手が参入してくる、ということはもちろん、

TikTok のような新興企業が思わぬ方向から攻め込んできます。市場／競争／自社、といった通常のフレームワークではなかなか外部環境を捉えきることができません。中国で生まれた企業であってもそうなのであれば、我々のような日本企業はより注意していく必要があります。

また、もう1点申し添えたいのは、やはり中国と日本では情報のギャップが大きい、ということです。日本でもはやされ、中国現地法人に対して指示が飛ぶときには、既に別のステージへと移行していた、ということもままあります。中国事業の担当者の方や、中国現地法人の方は、可能な限りリアルタイムの情報を仕入れることのできる仕組みを整え、古い情報に基づく誤った判断を防ぐ必要があるでしょう。

コーポレートディレクション 上海オフィス

コーポレートディレクション(CDI)は、1986年に米系大手コンサルティングファームであるBCG東京オフィスから10名が独立して設立した、日本初の独立系戦略コンサルティングファーム。2008年の上海オフィス設立を皮切りに、現在ではアジア5箇所に現地拠点を有する。

上海オフィスでは、主に日本企業の中国参入戦略立案、戦略再構築、及び実行に伴う組織業務改革、中国企業との提携支援等を提供。一方で、中国企業をクライアントとした日系企業との提携支援も提供している。

プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士

寄附金課税 VS 移転価格課税

近年、国際課税の流れである BEPS や国境を潜り抜けるデジタルエコノミーの進展等に対応し、今後ますます国際課税が強化されるとの認識が広がっています。

これらの国際課税の中でも最も頻繁に耳にすることが多いのが海外寄附金と移転価格ではないでしょうか。しかしながら、日本特有の海外寄附金とグローバルスタンダードの移転価格という 2 つの制度の関係をしっかりと理解している人は少ないのではないのでしょうか。

そこで、今回はその両者の関係について、解説をしてみたいと思います。

I. 寄附金課税と移転価格税制の解釈

そもそも寄附金課税とは？

日本法人税法 37 条 1 項では、寄附金については損金算入額に限度額が設定され、その額を超える額については損金不算入とされています。

また、同条 7 項では、寄附金の額は、「寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与時における価額」であるとされており、これは対価の設定されていない取引と言えます。

他方で、同条 8 項において、「内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、前項の寄附金の額に含まれるものとする。」とされており、これは対価の設定されている取引ということができます。

このように、寄附金規定の対象となる取引には、対価の設定されていない取引だけでなく、対価の設定されている低廉譲渡取引も含まれます。

さらに、寄附金と判断されるにあたり、取引に伴う経済的な効果が贈与と同視しうるものであれば足りるものであって、必ずしも贈与者が贈与の意思を有していたことを必要とせず、時価との差額を認識していたことも必要ないと解されています(法 37 条 8 項における「実質的に贈与したと認められる」ことについての判決—昭和 58 年 2 月 8 日付大阪地裁行(ウ)27 参照)。

寄附金にかかわるポイント：

寄附金課税の適用には、対価のない取引と対価ある取引があり、経済的な効果が贈与と同視しうるものといえます。さらに、その基準として時価があります。

寄附金の規定の趣旨は、税法における益金の額の考え方と一体的に考えてみると分かりやすいといわれており、益金(収益)の獲得に対する直接的貢献がなく、法人の業務遂行上その必要性が明らかでない支出については、その損金性についても明確ではないといえることから、これらについて損金算入限度を設けるといったものです。

また、日常生活における使用法においては、寄附とは対価を得ることなく支払うものというイメージですが、税法においては、対価のある取引についても寄附金といった言葉を使用します。これは、税務の観点からは、もし寄附金の範囲から、対価のある取引を除いてしまった場合には、形式的に少額の対価を設定することにより実質的な寄附行為を潜脱する恐れがあると考えれば、理解しやすいものといえるでしょう。

移転価格税制とは?

移転価格税制については、日本租税特別措置法 66 条の 4 の 1 項において、法人が国外関連者との間で行う、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引につき、法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は、法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、その取引は独立企業間価格で行われたものとみなすものと規定されています。

ここでは、対価の設定されている取引についてのみ規定されており、対価の設定されていない取引については明文上の言及はありません。理論的には、対価がゼロの取引も存在することから、対価が設定されていない無償の取引についてもその適用が考えられますが、そのような場合には相手方(関連グループ企業)がそもそも取引として認識していない可能性が高く、関連者間取引としての形式的前提を欠き、実務的適用が難しい場合も考えられるといえるでしょう。

ポイント:

移転価格税制の適用は、国外関連者を取引相手とする資産の販売等の取引(様々な取引を含む)であり、ここでの基準は独立企業間価格にあります。

また、対価の設定の有無については言及されていないものの、実務的には少なくとも相手方においても取引として認識されていることが必要といえます。

移転価格税の規定の趣旨は、国外関連者との国際取引を通じて、恣意的な利益移転を行うことにより、自国における課税負担を減少させることを防止するとともに国際的 2 重課税を排除することにあります。

寄附金課税と移転価格税制との関係

以上より、これらの 2 つの制度の趣旨は全く異なるところにあるといえるでしょう。

しかしながら、逆説的は、そもそも全く異なる制度趣旨を持っているからこそ、その適用における優先関係が明確になりえず、どちらの制度による適用を受けるのかが明確になりにくいものといえるでしょう。

さらに、実務的に以下のような問題が発生することになりました。

寄附金については、一定の限度内で損金算入が認められていたことから、海外の関係会社との取引を通じる所得の移転について、本質的には移転価格税制によって規制されるものであっても、寄附金課税を受けることにより、一定の限度内で損金に算入が認められ、同じ所得の海外移転でありながら、両者の課税上の取扱いにアンバランスが生じることとなっていました。

この問題を是正するため、平成3年税制改正において、海外の関係会社に対する寄附金について、その全額を損金に算入しないこととされました。

これにより、租税特別措置法第六六条の四(国外関連者との取引に係る課税の特例)第3項において「法人が各事業年度において支出した寄附金の額(法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額をいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち当該法人に係る国外関連者に対するもの(同法第一百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する国外関連者に対する寄附金の額で当該国外関連者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。)は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該法人に対する同法第三十七条の規定の適用については、同条第一項中「次項」とあるのは、「次項又は租税特別措置法第六六条の四第三項(国外関連者との取引に係る課税の特例)」とする。」ものと規定されることとなりました。

ここで注意をしてみてくださいと寄附金の額として「法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額」と規定されており、これは、上述の対価の設定されていない取引を指していると読むことができます。

この規定により、国外関連者との取引のうち、対価の設定されていない無償取引について寄附金課税の適用を受け、対価の設定のある取引については移転価格税制の適用を受けるとの考え方が広がる要因となったと考えられます。

しかしながら、これについて、平成20年「移転価格事務運営指針」において、以下のような内容が公表されることにより、国外関連者に対する寄附金についても、一般の寄附金と同様に対価の設定のある取引(低額譲渡及び低額給付)についてもその適用範囲に含まれることが明確に示されました。

2-19(国外関連者に対する寄附金)

ロ 法人が国外関連者から資産の販売等に係る対価の支払を受ける場合において、当該法人が当該国外関連者から支払を受けるべき金額のうち当該国外関連者に実質的に資産の贈与又は経済的な利益の無償の供与をしたと認められる金額があるとき

ハ 法人が国外関連者に資産の販売等に係る対価の支払を行う場合において、当該法人が当該国外関連者に支払う金額のうち当該国外関連者に金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をしたと認められる金額があるとき

これにより、そもそも寄附金課税と移転価格税制の二つの制度は本質的に異なる趣旨を有するものであり、その適用関係においても直接的な序列を設けることはできず、法令上もその優先適用関係は明確にされていないことが明らかになりました。

II. 実務上の考察

それでは、海外関連者に対する取引について、寄附金課税と移転価格税制のいずれの適用が行われるのでしょうか?

ここでは、寄附金と移転価格税制の関係について、あえて誤解を恐れずにまとめる場合には、以下のようなるといえます。

| | | |
|----------|-------------|---------------|
| | 対価有り | 対価なし |
| 国内取引 | 寄附金 | 寄附金 |
| 海外非関連者取引 | 寄附金 | 寄附金 |
| 海外関連者取引 | 移転価格 寄附金 | 寄附金 (移転価格) |

従って、移転価格と寄附金の双方の適用の可能性があるのは海外関連者との対価のある取引といえます。

ここでは、取引に伴う経済的な効果が贈与と同視しうるものであれば寄附金の適用を受ける可能性があるといえます。

しかしながら、行政執行上、対価が存在する中で時価を認識して、その差額(寄附金の額)について、経済的効果が贈与と同視しうるものであることを立証することは煩雑かつ困難性を伴うものといえることから、このような取引が存在する場合には、課税当局として一旦指摘を行い、納税者側に自主的に合理的と思われる価格による取引として認識してもらい、これらが回収されない場合に改めて寄附金としての認定を行うという手法を取ることが一般的といえるでしょう。

逆に、納税者側が当該費用負担は合理的なものであるという考えを持っており、これに対して課税当局側が本来国外関連者が負担すべき費用を内国法人が負担したのではないかという問題提起を行う場合には、内国法人と国外関連者との間の費用分担の合理性に関するものであるから、理論的には、費用に対応する収益の計上が何処でどれだけ行われているか、費用支出の原因となった事実ほどの法人に帰属せしめるべきものかといった分析を行い、その上でそれぞれに負担させるべき費用の額の評価を行わなければならないといえるでしょう。

従って、取引当事者間において取引の存在及びその対価(減額相殺等)について合理的であると主観的に判断を下している限りにおいては、余程のことがない限り直接的に寄附金課税の適用を受けることはないものといえるでしょう。

但し、当該主張を行った場合には、それに続く長い道のり(費用に対応する収益の計上が何処でどれだけ行われているか、費用支出の原因となった事実ほどの法人に帰属せしめるべきものかといった分析を行い、その上でそれぞれに負担させるべき費用の額の評価の証明)を覚悟しなければならないといえるでしょう。

すなわち、国外関連者との財貨の売買や役務の提供において、一定の価格が存在しているものについては寄附金の適用がなされることを回避するためには、このような内容を示す説明資料を整備しておくことが肝心といえるでしょう。

当資料は情報提供のみを目的として、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー

東京公認会計士協会租税委員会委員

IBFD Japan Chapter Author(Transfer Pricing, Investment Funds)

MAZARS は、世界数十カ国、数万人のスタッフを有する、監査、会計、税務およびアドバイザリーサービスに特化したワンファーム型の国際会計事務所です。このたび、中国拠点・スタッフを増大した新体制により、日本企業にとってもますます重要となる中国企業関連分野での、最先端の業務を提供させていただきます。また、中国以外にもインド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマーなどのアジア地域におけるワンファームならではの緊密な連携により、複合的なサービスを提供させていただきます。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年4月)

- ニュースフォーカス No.4 2019
グレートベイエリア発展計画綱要
http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/910_ext_02_0.pdf
業務開発室
- ニュースフォーカス No.5 2019
2019/20年度香港財政予算案
http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/919_ext_02_0.pdf
業務開発室
- MUFG BK 中国月報 第158号(2019年4月)
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0jtgnyo7euHde313f5dlid0jtgznl21b3>
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2019/4/3
http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/936_ext_02_0.pdf
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2019/4/10
http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/939_ext_02_0.pdf
国際業務部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFG バンク(中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214